



新津商工会議所

No.377-1 2017年11月24日

CCI EXPRESS

TEL:22-0121
FAX:25-2332

金融情報 日本政策金融公庫 国民生活事業の融資概要

セーフティネット貸付	4,800万円	運 転 設 備	5年以内 15年以内	基準利率 1.81%~2.40%
普通貸付	4,800万円	運 転 設 備	5年以内 10年以内	

◎セーフティネット貸付や普通貸付申込書に添付していただく書類は一般的には次のとおりです。

【個人営業の方】	【法人営業の方】
・申告決算書 最近2期分 (申告されている場合) ・見積書 (設備資金をお申込の場合)	・履歴事項全部証明書または登記簿謄本 ・最近2期分の確定申告書・決算書 ・最近の試算表(決算後6カ月以上経過しているか、または事業を始めたばかりで決算を終えていない方) ・見積書(設備資金をお申込の場合)

★お申込み・お問い合わせ先★
日本政策金融公庫国民生活事業の融資申込は公庫新潟支店(新潟市中央区万代4-4-27 NBF新潟テレコムビル9F TEL:025-246-2011・FAX:025-246-2022)か当所(TEL:0250-22-0121)まで。

資金繰り円滑化相談会(毎月、定例開催!)

中小企業者の事業の円滑な資金調達を支援するため、新津商工会議所を会場に定例相談会を開催しています。どうぞご利用ください。

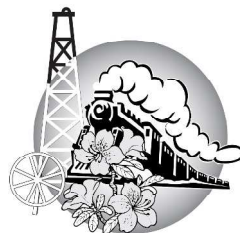
- 新潟県信用保証協会定例相談会(原則毎月第1火曜日10:00~)
 - 12月 5日(火)・ 1月 9日(火)
- 日本政策金融公庫定例相談会(原則毎月第2火曜日10:00~)
 - 12月12日(火)・ 1月16日(火)

(相談会のご利用の際は当所経営指導員(遠山、近藤、真野)までご予約をお願いします。(TEL:0250-22-0121))

2018年カレンダーをお届けします!

早いもので今年も残りわずかとなりました。当所では日頃の感謝の気持ちを込めまして、今年も「SLばんえつ物語」号の写真を使用した新津商工会議所オリジナルカレンダーを作成し、会員事業所様にお届けいたします。(区外の会員様には郵送でお届けします。)

お手元に届くまでの間、今しばらくお待ち下さいますようお願い申し上げます。



金融情報 経営改善貸付(マル経融資 ※無担保・無保証人)

融資限度額	2,000万円	運 転 設 備	7年以内 10年以内	利率 1.11% ※2017年11月10日現在
-------	---------	------------	---------------	----------------------------

融資対象者は、下記の要件を全て満たした方

- ①原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている方
- ②最近1年以上、新潟市秋葉区(新津地域)内で事業を営んでいる方
- ③常時使用する従業員が商業・飲食業・サービス業では5人以下(宿泊業及び娯楽業は20人以下)、製造業・その他業種では20人以下の法人・個人事業主の方
- ④所得税、法人税等の納期到来分の税金を完納されている方
- ⑤日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象業種を営んでいる方

★お申込み・お問い合わせ先★ 新津商工会議所(TEL: 0250-22-0121)



3名の経営指導員が地区別に相談に応じています。
(北部地区:遠山、東・南部地区:近藤、西部地区:真野)
経営改善貸付の他にも様々な融資制度がありますので、お気軽にご相談下さい。

有期契約労働者(パート・アルバイト等)の無期転換ルールが平成30年4月から本格化します!

無期転換ルールとは、平成24年8月に成立した「改正労働契約法」により、対応が必要になった雇用に関する新たなルールのことです。

有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合は、有期契約労働者(パートタイマーやアルバイトなどの雇用期間が定められた社員)の申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換されます。

(通年5年のカウントは平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象です。)

「無期転換申込権」が発生するのはどのような場合?

1. 有期労働契約の通算期間が5年を超えている
2. 契約の更新回数が1回以上
3. 現時点で同一の使用量との間で契約している

※無期転換ルールを避けることを目的として、無期転換申込権が発生前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。また、有期契約の満了前に使用者が更新年限や更新回数の上限などを一方的に設けたとしても、雇止めをすることは許されない場合がありますので、慎重な対応が必要です。

●お問い合わせ先

新潟労働局雇用環境・均等室 TEL:025-288-3527



新津商工会議所 No.377-2 2017年11月24日

CCI EXPRESS TEL:22-0121 FAX:25-2332

新春賀詞交歓会参加者募集!

新しい年を迎え、会員同士、会議所と会員との親睦を図るため実施いたしますので多くの皆様のご参加をお待ちしております。

- ◇日 時：平成30年1月10日(水)
- ◇会 場：キャトル・セゾン(秋葉区新津4521-2)
- ◇記念講演：15:00 ~ 16:30
講 師：^オ ^ソ ^ン ^フ ^ア 吳 善花 氏(評論家・拓殖大学国際学部教授)
- テ ー マ：「日本ルネッサンス!



今こそ!日本の底力を見せるとき(仮)!

- ◇年頭挨拶等：16:40 ~ 17:00
- ◇パーティー：17:00 ~ 18:30
- ◇参加費：講演会は会員限定で聴講無料、
パーティー参加費 5,000円
- ◇申し込み：当所まで(TEL:0250-22-0121)

～小規模企業の経営者の皆様へ～

退職後のゆとりある生活のために **小規模企業共済**

小規模企業共済制度とは個人事業主が廃業した場合や会社等の役員が役員を退職した場合など、それまで積み立ててこられた掛金に応じた共済金をお受け取りになれる共済制度です。

税制面で大きなメリットがあります!

- 掛金は、全額所得控除
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象所得から控除できます。
- 共済金は、退職所得扱いまたは公的年金等の雑所得扱い
掛金は月額1,000円～70,000円まで、500円刻みで自由に選べ、加入後増額・減額ができます。

◎加入につきましては新津商工会議所まで(TEL:0250-22-0121)

年末調整個別相談会のご案内

～給料・賞与を支払っている方へ～

- ◆日 時：平成30年1月15日(月)・16日(火)
9:00～12:00 / 13:00～16:00
- ◆会 場：新津商工会議所 3F
- ◆対 象：新津地域で個人事業を営む方
- ◆持ち物：①年末調整の書類一式(税務署より郵送)
②平成29年分所得税源泉徴収簿(ご記入の上、お持ち下さい)
③生命保険料・介護保険料・地震保険料・国民年金保険料等の控除証明書
④国民健康保険料払込金額の確認
⑤控除対象配偶者や扶養親族等の氏名、生年月日の確認



⑥印鑑

- ⑦マイナンバー制度導入に伴い、来所時下記の方のマイナンバーが確認できるもの(メモ等)をご持参下さい。
(支払者、受給者、受給者の控除対象配偶者や扶養親族)

※税理士関与の方はご遠慮ください。

届出用紙はホームページからダウンロードできます!

【日本年金機構ホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)】より【事業主の方】をご覧くださいと、【ツツ別手続案内】から届出用紙がダウンロードできます。

手続きの内容や時期、添付書類や留意事項についてご案内しておりますのでご活用ください。

ご不明な点等がありましたら、最寄りの年金事務所までお問い合わせください。

また、届書は日本年金機構新潟事務センターへ郵送で提出いただきますようご協力をお願いいたします。

郵送先

〒950-8611 新潟市中央区弁天3-2-3 ニッセイ新潟駅前ビル2階
日本年金機構 新潟事務センター あて